

## 岐阜県気候変動適応センター運営要綱

岐阜県（以下「県」という。）と国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学（以下「岐阜大学」という。）が取り交わした「岐阜県気候変動適応センター設置に関する協定書」に基づいて設置する「岐阜県気候変動適応センター（以下「センター」という。）」に関し必要な事項を定める。

### （業務内容）

第1条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 地域ニーズに基づく共同研究の推進
- (3) 気候変動の適応に向けた人材の育成
- (4) 気候変動影響や適応に関する情報発信や普及啓発の推進
- (5) 県民等からの相談対応や適応の推進に向けた技術的支援の実施
- (6) その他気候変動適応に関する必要な事業

### （組織）

第2条 センターは、センター長、副センター長及びセンター構成員をもって組織する。

- 2 センター長は、岐阜大学の役員及び教職員の中から県と岐阜大学の協議により指定された者とし、センターの業務を統括する。
- 3 副センター長は、岐阜県環境生活部長とし、センター長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 センター構成員は、次に掲げる者をもって充てるものとする。
  - (1) 岐阜県職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者。なお、岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課の職員1名はセンターに駐在する。
  - (2) 岐阜大学の教職員のうち、気候変動適応に関する業務を行う者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、センター長が必要と認める者

### （センター運営委員会）

第3条 センターの運営に関する事項を審議・決定するため、センター運営委員会を置く。

- 2 センター運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### （運営経費）

第4条 センターの運営に係る経費は、県と岐阜大学が負担することとし、詳細については双方が協議するものとする。

### （会計）

第5条 センターの会計処理は岐阜大学にて行い、岐阜大学が定める関係規定によるもののほか、センター運営委員会の決定によるものとする。

### （財産）

第6条 センターの固定資産管理は岐阜大学において行い、岐阜大学が定める関係規定によるもの

のほか、センター運営委員会の決定によるものとする。

(事務)

第7条 センターの事務処理（会計を除く）を行うため、センター内に事務局を置き、岐阜県環境生活部脱炭素社会推進課職員が担う。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に疑義が生じたときは、岐阜県と岐阜大学が協議して定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。